

## 2024年からの四半期報告書に係る制度変更

### 1. 金融商品取引法一部改正の経過

本年3月14日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が第211回通常国会に提出され、6月8日に衆議院で可決された後、参議院で継続審査とされていましたが、ようやく先週11月17日に参議院で可決されました。この法律案において“デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備”する一貫として「四半期報告書の廃止」が盛り込まれていました。この改正法の施行日は2024年4月1日が予定されています。

### 2. 四半期報告書に関する改正内容

金融庁による法律案の説明資料において、四半期報告書については、以下のように説明されています。

(1) 上場企業の第1・第3四半期については、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化

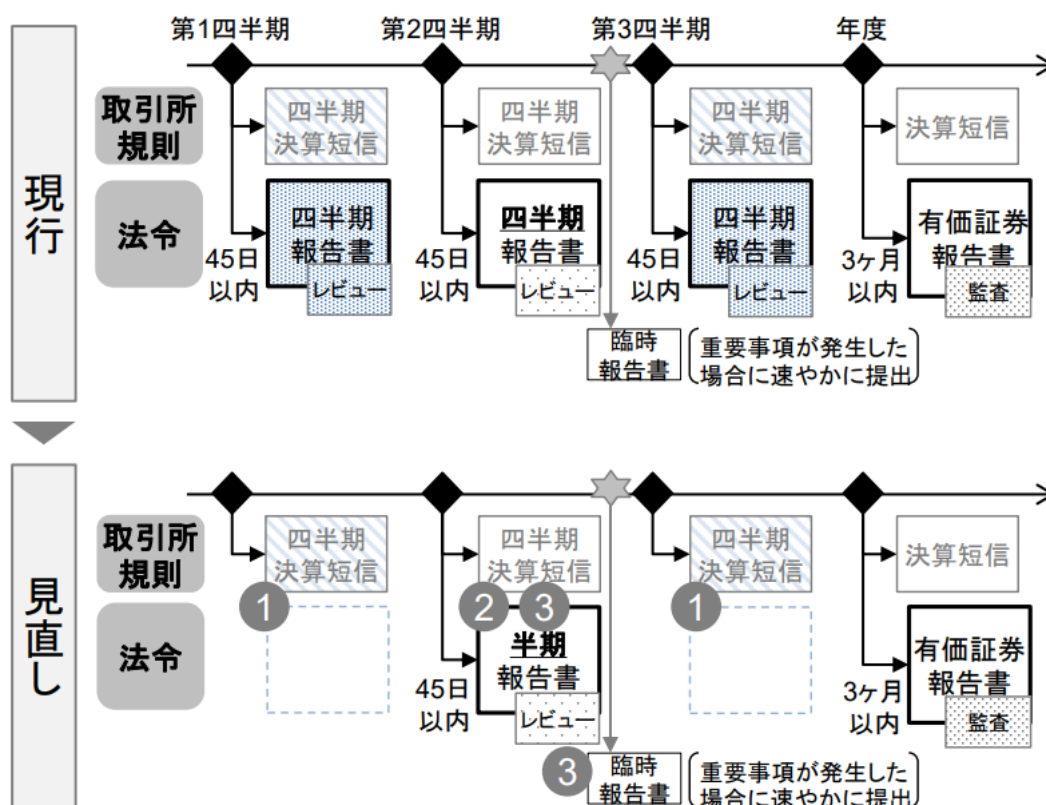
(注1)当面は、四半期決算短信を一律義務付け。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、任意化について継続的に検討

(注2)虚偽記載に対しては、取引所のエンフォースメントをより適切に実施

(2)見直し後の半期報告書については、

- ・ 現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容
- ・ 監査人によるレビュー
- ・ 提出期限は決算後45日以内

(3) 半期報告書及び臨時報告書は、法令上の開示情報としての重要性が高まることから、公衆縦覧期間（各3年間・1年間）を5年間（課徴金の除斥期間と同様）へ延長



(出展)金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」2023年3月

①から③の説明は省略しています。

### 3. 施行に向けた各所における検討状況とその内容

#### (1) ㈱東京証券取引所における検討状況

昨年6月の金融庁、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおける報告において、金融商品取引法の四半期報告書（第1・第3四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信との間の内容面での重複を解消し、両者を「一本化」することによりコスト削減や開示の効率化を図る方向性が示されました。㈱東京証券取引所は、この「一本化」の具体的な方向性に沿った実務の実現に向けて「四半期開示の見直しに関する実務検討会」を設置し、これまでに3回の検討会が開催されています。

#### (2) 実務検討会での検討内容

本年10月までに開催された実務検討会では、以下の論点について議論が行われています。

- ① 1Q・3Q 四半期決算短信の開示内容・開示タイミング
- ② 1Q・3Q 四半期決算短信におけるレビューの一部義務付け・エンフォースメント

③見直し後の2Q・通期決算短信の取扱い

④決算短信のデータ配信形式

⑤情報開示の充実

検討の方向性において、「日本企業の・・・開示姿勢への懸念や、開示の後退と受け取られることで日本市場全体の評価が低下するおそれ等に鑑みて、当面は、四半期決算短信を一律に義務付ける」こと、及び「将来的な四半期決算短信の任意化については、まず、企業の開示に対する意識の改善・向上や、企業が積極的に投資家へ充実した情報を提供するような市場環境の確立によって、上記の投資家からの懸念を払しょくする必要がある」ことは実務的な観点からも非常に重要性が高い事項になります。

さらに、例えば、会計不正等が発覚した企業には、「信頼性確保の観点から、取引所規則により一定期間、監査人によるレビューを義務付けることが考えられる」とされており、どのような場合に義務付けるのかが、ディスクロージャー制度の信頼性を担保するためのエンフォースメントとして、大きな論点になります。

(3) 日本公認会計士協会における検討状況

前述の実務検討会において、レビュー基準（任意でのレビューを含む）は、制度上の位置付け等を踏まえ、日本公認会計士協会における実務指針に基づくレビュー（準拠性の枠組み）を求める提案がなされたことから、新たに任意レビュー用の実務指針の開発が行われています。

現行の四半期レビューは、年度監査が「合理的保証業務」であるのに対して、「限定的保証業務」とし位置づけられ、その結論の表明は「適正ではないと信じさせる事項は認められなかった」という表現が採られています。これは年度監査と同様にリスクアプローチの手法が採用され、四半期レビュー手続では、質問及び分析的手続の実施が原則とされることから、保証する水準が年度監査等とは異なることを理由とします。日本公認会計士協会における実務指針の検討では、一本化の方向性とこのようなレビューの特性を踏まえながらも、準拠性も含めた任意レビューの枠組みについて検討されることになります。

4. さいごに

先週の参議院での可決まで金融商品取引法の一部改正案が成立していなかったこと、また東京証券取引所による新たな制度設計が現在進行形で行われていることもあり、多くの上場企業は四半期決算短信について任意レビューを受けるか否かについて明確な判断ができない状況でした。四半期報告書に関する制度改正が確定し、これから実務検討会における議論が加速

度的に進展すると考えられますので、引き続き皆様に制度改正のホットトピックスをお届けしたいと思います。

GTMグループでは、皆様のお悩みに丁寧・迅速に対応いたします。  
ご相談などございましたら、下記宛メール或いは GTM の担当者にお申し出ください。

〔担当窓口〕 GTMグループ 会計税務相談室 E-mail [gtm@gtmri.co.jp](mailto:gtm@gtmri.co.jp)